



報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

9月25日、千葉県千葉市より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

千葉市政担当記者 様

平成21年 9月 25日
千葉市健康危機管理対策本部
(健康医療課)
電話(245)5206
(健康企画課)
電話(245)5203

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた新型インフルエンザ患者
について

市内医療機関から、感染症法に基づく急性脳炎の届出があった患者が、PCR検査により、本日、新型インフルエンザに感染していることが確定しましたので、お知らせします。

1 患者に関する情報

千葉市在住、1歳11か月、女兒、基礎疾患なし。

2 経緯

- ・9月21日(月)38℃の発熱があり、千葉市内の医療機関を受診し、簡易検査でA型陰性。
- ・9月22日(火)痙攣を起こし、救急車にて千葉市内の医療機関に搬送され入院。
38.2℃の発熱、痙攣、意識障害で急性脳炎と診断。
簡易検査でA型陽性、タミフル服用。
- ・9月25日(金)市環境保健研究所においてPCR検査を実施し、新型インフルエンザ(A/H1N1)感染を確認。

3 現在の患者の状況

9月25日(金)16時現在、入院中、体温36.5℃、容態は安定している。